

## 滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 13時55分から14時52分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
  - 会長 木幡孝雄
  - 会長職務代理者 内野淳志
  - 委員 13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
  - 1 会長あいさつ
  - 2 議事録署名委員の指名
  - 3 会期の決定について
  - 4 報告1 一般事務報告について
  - 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
  - 6 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
  
  - 8 議案4 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 9 議案5 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 10 議案6 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 11 議案7 現況証明願について
  - 12 議案8 滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について
6. 農業委員会事務局職員

議長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。4番、太田委員より欠席の届出が出されております。</p> <p>議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員に7番、中村委員、8番、内野委員を指名いたします。</p> <p>議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>会期は本日1日限りといたします。</p> <p>議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>報告第1号、一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第1号について資料により報告)</p>
議長	<p>只今、説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。</p> <p>議事日程5番、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は5件です。</p> <p>1番、東滝川 番、現況地目「田」、面積776㎡、さんとさんのJAたきかわを通した転貸の解約です。解約理由は、貸主の申出によるものです。</p> <p>2番、東滝川 番、現況地目「田」、面積300㎡、さんとさんの</p>

	<p>解約です。解約理由は、貸主の申出によるものです。1番、2番については、昨年8月に道の整備事業により分筆され道に売買されたものですが分筆登記の際、解約がされていなかったことから解約するものです。</p> <p>3番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 84,312 m<sup>2</sup>、さんとさんとの解約です。解約理由は、貸主の申出によるものです。昨年、貸主の病状悪化による入院により賃貸借しましたが退院回復し、田の耕作ができる状態になったことから解約するものです。</p> <p>4番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 5,073 m<sup>2</sup>、さんとさんとの解約で解約理由は、借主の申出によるものです。議案第2号、第6号とも関連しますが、耕作の利便が良くなることからお互いの隣地の耕作地を交換します。</p> <p>5番、黄金町 番、現況地目「田」、面積 320 m<sup>2</sup>、さんとさんのJA たきかわを通した転貸の解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。議案第5号で説明しますが、転用による売買を予定しています。</p> <p>本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p> <p>議長 説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p> <p>各委員 (なしの声あり)</p> <p>議長 質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。</p> <p>各委員 (異議なしの声あり)</p> <p>議長 議案第1号について、原案のとおり決定とします。</p> <p>説明員 議事日程6番、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p> <p>説明員 議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。</p> <p>1番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 15,566 m<sup>2</sup>、さんとさんとの使用貸借の解約で解約理由は、借主の申出によるものです。借主はこの隣の農地も借りており、昨年秋から麦を蒔いていたところ</p>
--	---

	<p>が、近隣居住者と敷地の境界をめぐるトラブルになったことから解約することになったものです。まだ耕作していなかったことから今月、解約となりました。市街地の農地ですが面積が広く耕作者がいないため次の耕作者を探す必要があります。</p> <p>2番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 4,040 m<sup>2</sup>、さんとさんの3条使用貸借の解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。議案第1号のさんの農地と隣接しており、耕作の利便を図るためお互いの隣地の耕作地を交換します。</p> <p>3番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 47,674 m<sup>2</sup>、「畑」2,118 m<sup>2</sup>、さんとさんの3条使用貸借の解約ですが貸主のさんが6月24日に亡くなったことから取り下げとします。</p> <p>4番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 125,795 m<sup>2</sup>、「畑」2,711 m<sup>2</sup>、さんとさんの3条使用貸借の解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。道営農地整備事業の換地に伴う旧地積の貸借の解約です。解約後は新しい地積で引き続き貸借します。</p> <p>5番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 85,226 m<sup>2</sup>、「畑」1,052 m<sup>2</sup>、さんとさんの3条使用貸借の解約で解約理由は、貸主のさんの死亡による相続の解約です。</p> <p>本案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているので、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、原案のとおり可
とすること	とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第2号について、原案のとおり決定とします。
	議事日程7番、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につ
	いて審議を求めます。事務局に説明を求めます。

説明員	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p>
	<p>1番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積204,454㎡、「畑」2,811㎡、さんとさんの3条使用貸借です。譲渡の理由は道営農地整備事業の換地に伴う新しい地積の貸借とさん死亡による相続によるものです。</p>
	<p>2番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積47,674㎡、「畑」2,118㎡、さんとさんへの3条無償譲渡ですが、議案第2号と同様に譲渡できなくなりましたので、取り下げといたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第3号については原案のとおり決定といたします。</p>
	<p>議事日程8番、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は1件の予定でしたが、当初予定していた書類の中で、抵当権設定者の同意書が期限まで提出されなかったことから、今回は取り下げとさせていただきます。</p>
説明員	<p>補足説明しますと、さんの所有農地の住宅の部分です。現在、既存の家も建っており、そこも農地のままである。今回一部分筆をして宅地に転用するという予定だったのですが、旧宅地部分を含めて公庫の抵当がついている。抵当がついている農地については目的外の使用になるので、抵当権者の承諾が必要になります。その件について説明していたのですが、間に合わなかったということです。今月末に出る予定らしいのですが確定ではなく、提出時点では未確定でそろっていなかったことか</p>

<p>議 長</p>	<p>ら、事務局としては認めることにならないので来月申請で、今月は取り下げという形を取りました。</p> <p>今、説明のあったとおり議案第4号については、取り下げということにいたします。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>議事日程9番、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転6件、使用貸借1件です。</p> <p>1番、扇町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積346㎡、転用目的は、雪堆積場の整備です。</p> <p>2番、緑町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積403㎡、転用目的は一般個人住宅の建築です。</p> <p>3番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積320㎡、転用目的は車庫、雪堆積場の整備です。住宅横の駐車スペース等が不足していることから隣地に設置するものです。</p> <p>4番、黄金町 番、現況地目「畑」、貸主 さん、借主 さん。転用面積364㎡、転用目的は一般個人住宅の建築です。農地以外にも隣地の宅地、64.7㎡を借り受けます。</p> <p>5番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、転用面積661㎡、転用目的は共同住宅建築です。</p> <p>6番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積396㎡、転用目的は一般個人住宅の建築です。</p> <p>7番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積2,744㎡、転用目的は資材置場、駐車場等の整備です。また農地に隣接する宅地172.92㎡を転用計画に含めることになっています。</p> <p>工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上1番から7番までは用途地域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので</p>

	審議をお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
各委員	議案第5号については原案のとおり決定といたします。
議長	議事日程10番、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	<p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>今月は貸借権の設定が9件、使用貸借1件、所有権移転が1件です。</p> <p>1番、2番は更新案件です。所有者は さんです。</p> <p>1番、2番、江部乙町 番、地目「畑」7,948㎡、 さん、 さんへ期間は3年間、10a当りの賃借料は、2,600円です。</p> <p>3番から10番までは新規の貸借になります。</p> <p>3番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積5,073㎡、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、5,600円です。</p> <p>4番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積4,040㎡、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、5,600円です。</p> <p>3番と4番について、2筆あり、お互いに隣接していますが、水路を挟み両方ともに1枚の「田」になっていることから耕作の利便性を図るため交換して耕作します。</p> <p>5番から10番まではJAたきかわの転貸の期間満了に伴い、新たに相対で貸借します。</p> <p>5番、江部乙町 番、地目「田」面積25,373.81㎡、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、6,000円です。</p> <p>6番、江部乙町 番、地目「田」面積24,224㎡、 さんから さん</p>

	<p>への貸貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、5,600円です。</p> <p>7番、北滝の川 番、地目「田」面積7,044㎡、 さんから さんへの貸貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。</p> <p>8番、北滝の川 番、地目「田」面積30,097㎡、 さんから さんへの貸貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。</p> <p>9番、江部乙町 番、地目「畑」面積15,311㎡、 さんから さんへの貸貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は1,960円、総額3万円です。</p> <p>10番、江部乙町 番、地目「畑」面積10,659㎡、 さんから さんへの使用貸借で期間は5年間です。両方で話し合い、条件の良い農地ではないことから、管理前提で使用貸借としました。</p> <p>次に所有権移転、1番、北滝の川 番、地目「田」面積46,168㎡、「畑」面積1,011㎡、北海道農業公社から さんへの売買による所有権移転貸貸です。売買価格は12,054,000円、10aあたり「田」260,000円、「畑」50,000円です。農地保有合理化事業により平成28年に旧所有者である さんから取得した農地に貸貸借権を設定して農用地利用集積計画を定めていたものですが、この度売買による所有権移転を行うものです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	説明が終わりました。議案第6号、貸借権設定申請番号6番を除く10件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。貸借権設定申請番号6番を除く10件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第6号、貸借権設定申請番号6番を除く10件については、原案のとおり決定といたします。次に議案第6号、貸借権設定申請番号6番については、私の案件なので議長を職務代理に引き継ぎします。
内野職務代理	会長に代わって議長を務めます。貸貸借権設定申請番号6番については、農業委員会法第31条に基づき木幡会長の退室をお願いします。

	(木幡会長 14 : 30 退室)
議長	議案第 6 号貸借権設定申請番号 6 番について、質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。議案第 6 号貸借権設定申請番号 6 番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第 6 号、貸借権設定申請番号 6 番については、原案のとおり決定といたします。木幡会長の入室をお願いします。
	(木幡会長 14 : 31 入室)
内野職務代理	会長が戻りましたので、議長を会長にお返しします。
議長	議事日程 11 番、議案第 7 号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	議案第 7 号、現況証明願について説明いたします。 1 番、有明町 番、登記簿地目「田」、面積 1,509 m <sup>2</sup> 。所有者、さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。 2 番、黄金町 番、登記簿地目「畑」、面積 66 m <sup>2</sup> 。所有者、さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。 備考欄にそれぞれ現地確認者を記載しています。以上、審議をよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了します。議案第 7 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第 7 号については、原案のとおり決定といたします。 議事日程 12 番、議案第 8 号、滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	この案件は、江部乙町 番地に在住の さんより所有する農地の農用地区域からの一部除外について滝川市長に申請があり、農業振興地域の

	<p>整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に基づき滝川市長から意見を求められたので、今回総会にお諮りするものです。除外する農地は、江部乙町 番、 番、地目「田」面積 594 m<sup>2</sup>、所有者の孫にあたる さんが住むための農家住宅を建築するものです。以上、農業委員会として意見がありましたら市長に提出したいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了します。議案第8号について、「意見なし」とすることとよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第8号については、「意見なし」として回答いたします。</p> <p>本日の議案については、以上でございます。</p> <p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p>
議 長	<p>その他、事務局からお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>(行事日程について資料に基づき報告)</p>
議 長	<p>第13回総会は7月28日14時からということで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第12回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(14:52)</p>